

外形標準課税対象法人等に係る改正について

令和2年4月
広島県



- ◆ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人の電子申告が義務化されます。
- ◆ 令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、財務諸表の電子的提出が一元化されます。
- ◆ 電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等について課税方式が見直され、外形標準課税の対象となります。

大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

【対象書類】 申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて

【対象法人】 ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

【留意点】 電子申告義務化の対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより申告せず、書面により申告した場合には不申告として取り扱われます。

財務諸表の電子的提出の一元化

平成30年度税制改正により、法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税当局・地方団体が連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出が不要とされました。

【適用開始時期】 令和2年4月1日以後に終了する事業年度から

電気供給業の課税方式の見直し

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては次により算出した額の合計額とされました。

【適用開始時期】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から

課 税 標 準	税 率	
収 入 割	各事業年度の収入金額	0.75%
付 加 価 値 割	各事業年度の付加価値額	0.37%
資 本 割	各事業年度の資本金等の額	0.15%

<お問い合わせ先>

西部県税事務所	法人課税課	TEL 082-513-5353, 5355, 5357
東部県税事務所	課税第一課	TEL 084-921-1306
北部県税事務所	課税課	TEL 0824-63-5177
県庁税務課	指導第一グループ	TEL 082-513-2327